

東京電力株式会社 横浜リサイクルセンター
産業廃棄物処理施設（PCB分解施設）の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七第14項第二号維持管理の技術上の基準				
イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。	PCB濃度	採取場所	基準値	分析頻度
		リサイクル油貯槽	≤0.5mg/kg	1回/6月
ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。	分解槽温度	測定位置	基準値	測定頻度
		A分解槽 TICA-201A	210℃±5℃	連続
		測定位置	測定結果	測定頻度
		B分解槽 TICA-201B	210℃±5℃	連続
ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	トレンドにて記録（電子データとして記録）			
ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	廃油	イ項のとおり		
	工程排水	測定項目	基準値	分析頻度
		PCB	不検出	1回/6ヶ月
		n-Hx	1以下（日平均）	1回/6ヶ月
pH	6～8.5	1回/6ヶ月		